

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 4 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03141

研究課題名(和文) 平和主義に基礎づけられた日本の国際法学の特殊性と普遍性に関する研究

研究課題名(英文) Reserach on the speciality and universality of Japanese international legal theories based on the pacifism

研究代表者

桐山 孝信 (KIRIYAMA, TAKANOBU)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30214919

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本の国際法学が国際法の構造分析や安全保障分野で独創的な業績を生み出してきた理由を、第2次世界大戦前については、カントの平和論などの平和主義の政治哲学を基礎にしていたことを、日本の法哲学の先駆者であった恒藤恭の論文を素材に明らかにした。
また、戦後については、石本泰雄の業績に注目し、戦争の自由から違法化への法的地位の変化に注目して国際法の構造転換をといたこと、また戦争違法化の徹底の先に日本国憲法の平和主義があることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research aimed to clarify the reason why the Japanese international legal science succeeded to analyze the structure and nature of modern international law. In the interwar period, Tsuneto Kyo who was leader of legal philosophers as well as international lawyers cleared the significance and defect of the League of Nations based on the political philosophy of pacifism exemplified by Kant's peace theory.
In the postwar period, Yasuo Ishimoto who was the one of leaders for the establishment of the international legal science as social science, international law was transformed the modern international law from the traditional one through the outlawry of war. Furthermore, he insisted the transformation of contemporary international law as a whole by the establishment of the right to self-determination of peoples, emergence of peremptory norms and prohibition of use of force. It was presupposed that the invention of his idea was based on the pacifism of the Constitution of Japan.

研究分野：国際法学

キーワード：国際法学 国際法と憲法 安全保障 国際法の構造転換

1. 研究開始当初の背景

研究開始にあたっては、日本のオリジナルな法哲学の形成をリードしてきた恒藤恭が、1920年代から60年代にかけて、国際安全保障の法的研究においてもオピニオンリーダーとして活躍したことを確認し、恒藤の業績は、田岡良一や田畑茂二郎などによって確立された「社会科学としての国際法学」に先立つ重要なものであったと指摘した。

その検討過程で、日本における社会科学としての国際法学の確立が、第1次世界大戦後には、カントの平和論をはじめとする平和主義を学問的基礎におくことによって成し遂げられただけではなく、第2次世界大戦後も、日本国憲法の平和主義が国連憲章の平和主義を非戦の方向に純化したものとして積極的に捉え、国際法の構造分析や安全保障分野での独創性のある国際法学を生み出したのではないかと考えた。

ここで独創性とは、第1次世界大戦後では、田中耕太郎にみる『世界法の理論』の解明であり、第2次世界大戦後では、田畑茂二郎らにみる社会経済的基礎と関連させた国際法制度の分析や、「集団安全保障からPKOへ」というシエマにみられる国際安全保障についての独自の把握である。しかもそうした独自性は、日本の国際法学の特殊性を示すものとしても捉えられるが、同時に国際法制度を歴史的に捉えることによって世界に発信しうる普遍性をも獲得しているのではないかとこの着想に至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本の国際法学が国際法の構造分析や安全保障分野で独創的な業績を生み出したのは、戦前にはカントの平和論などの平和主義の政治哲学を基礎にして、また戦後には日本国憲法の平和主義を積極的に評価して、社会科学としての国際法学を確立することによって成し遂げられたという仮説に立って、研究の基盤をなす社会的現実の分析と、他国の国際法学との比較を行いながら、日本の国際法学が直面したトピックに焦点を当てることによって、日本の国際法学意義を明らかにする。

本研究は、これまで行ってきた戦間期の世界法・国際法研究の成果を踏まえて、平和主義に基礎づけられた日本の国際法学の特殊性と普遍性を、日本の国際法学が直面したトピック(国際連盟の評価、国連憲章と日本国憲法の関連、日米安保、湾岸戦争など)に焦点を当て、また同時代の他国での研究状況と比較することで課題を遂行する。そして日本でのこうした国際法学の成果は世界的水準にあることを示し、研究を以下のように一層発展させようとするものである。

第1に、上に例示したようなトピックに関わって発表された諸論考の内在的理解(internal history)とそれぞれが著された当時

の社会的文脈(external history)とを交錯させることによって、オリジナリティを明らかにする。近年では、たとえば、田畑茂二郎の業績にかかわらせて戦後日本外交論を展開した、酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』(2007年)が注目すべき業績であるが、第2次世界大戦前後の考察にとどまる。これを第1次世界大戦から現在までを通じた日本の国際法学の特殊性を論じて、その特徴をいっそう明確にする。

第2に、それが日本的文脈だけでなく、国際的文脈においてもオリジナリティを有するものであることを、欧米の著作との比較を試みることによって検証する。これは同時に国際法学におけるナショナルな制約の問題にもかかわっている。国際法史に関する注目すべき業績として、英独仏について議論を展開する *Koskenniemi, The Gentle Civilizer of Nations*(2002) や、戦間期の米国について *Shinohara, US International Lawyers in the interwar years*(2012)があるが、それらとの比較で日本の特殊性を検証する。

3. 研究の方法

研究の方法は、まず研究課題に関する内外の関係文献の収集・整理と、個別研究の内在的理解に努めた。田畑茂二郎や石本泰雄など、日本の文献を中心に取り組みを始めるが、関係文献の分析にあたっては、以下のキーワードを縦軸と横軸に置いて、それぞれの位置づけを行った。

縦軸は平和の定義にかかわり、単に戦争のない状態を示す「消極的平和」から平和の内幕を問う「積極的平和」というものである。横軸は平和主義にかかわり、非戦の平和主義から、特定の価値実現のためには武力行使も辞さない積極的平和主義までのスペクトルを考える。それに加えて、当該研究が著された時代を3次元軸として当てはめる。日本では、第1次世界大戦から1930年代前半、1930年代後半から1945年、1945年から1990年、1990年から現在、を時代区分として設定する。

このようなマッピング作業を念頭において、この時期のトピックとして、国際連盟の評価にかかわる業績、については、広域国際法秩序にかかわる業績、では、国連憲章と日本国憲法との関連にかかわる研究および日米安保条約にかかわる業績、では、湾岸戦争に関する業績、をとりあげて、国際法学者だけでなく、国際政治学者や政治哲学者の業績も考察対象に入れることによって、社会科学の一端をも担う。

4. 研究成果

以上のような目的および方法のもとに、日本の国際法学が国際法の構造分析や安全保障分野で独創的な業績を生み出してきたの

は、第2次世界大戦前までは、カントの平和論などの平和主義の政治哲学を基礎にしていたこと、また大戦後には日本国憲法に具現化された平和主義を積極的に評価したうえで、社会科学としての国際法学を確立することによって成し遂げられた点で、日本の国際法学の意義を明らかにした。

まず戦前戦後を通じて日本の法哲学を牽引してきた恒藤恭が、国際法や世界法の分野でもオリジナルな研究を発表してきたことを、明らかにした。この成果は「恒藤恭の平和主義と安全保障・憲法」『大阪市立大学史紀要』第7号をはじめとしていくつかの媒体で発表してきた。

また、戦後では、特に国際法学の構造転換や国際法を社会的基礎との関連で把握しようとした石本泰雄の国際法学についての素描を試みた。石本泰雄は1950年代末に『中立制度の史的研究』という著書を著し、経済史の深い理解から近代国際法上の中立制度の成立過程を鮮やかに描き切った。また、中立制度の確立が戦争の自由という観念と表裏一体の関係にあることを指摘し、戦争の自由から違法化への法的地位の変化が、古典的国際法から現代国際法への構造転換の軸になることを指摘しただけでなく、その現象が国際法体系全体の転換を宣明していることを確認した。これについては、「石本泰雄の国際法学」として大阪市立大学法学雑誌に発表した。

戦争の違法化と憲法との関連を積極的に評価する日本の国際法学は、日米安保条約の批判的考察にも大いに生かされてきた。特に1960年安保に対する国際法学者からの批判と反対派の連帯について「日米軍事同盟批判の国際法学」を発表した。

また、以上のような研究成果を広く市民にも伝えるべく公開講座でも講演を行った。2016年には、大阪市立大学法学部と学术交流協定を締結している中国福建省の福州大学法学会で、「近代日本と国際法」というタイトルで、日本が近代国際法を受容する過程から、それを逸脱して第二次世界大戦に突入するにあたって関わった国際法上の問題について教員、院生に向けて講演を行った。

さらに、2016年には、「大阪市立大学初代学長恒藤恭の平和思想」と題して、先に言及した論文「恒藤恭の平和主義と安全保障・憲法」で得た成果について、市民向けに講演を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

”The Ainu in Japan-The Ainu and International Law” 桐山孝信、小坂田裕子、

法学雑誌、63 巻 4 号、105 - 116 頁、2017 年。

「国際組織犯罪防止条約をめぐる国際刑事法と国際人権法」桐山孝信、『別冊法学セミナー 共謀罪批判』、査読無、78 - 90 頁、2017 年。

「石本泰雄の国際法学」桐山孝信、法学雑誌、査読無、62 巻 3・4 号、17 - 35 頁、2016 年。

〔学会発表〕(計 1 件)

桐山孝信、「知的財産権と先住民・伝統的知識」、2016 年 4 月 23 日、ILA 日本支部(東京大学開催)

〔図書〕(計 3 件)

「安保軍事同盟批判の国際法学」桐山孝信、桐山孝信ほか編『社会変革と社会科学』昭和堂、査読無、2 - 16 頁、2017 年。

「先住民の伝統的知識と知的財産権」桐山孝信、松井芳郎、富岡仁、坂元茂樹、薬師寺公夫、桐山孝信、西村智朗編、『21 世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、査読無、108 - 125 頁、2016 年。

「国家領域」桐山孝信、浅田正彦編『国際法第 3 版』東信堂、査読無、183 - 202 頁、2016 年。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

* 啓発活動

講演「大阪市立大学初代学長恒藤恭の平和思想」桐山孝信、大阪市立大学文化交流センター講座、2016 年 11 月 17 日。

招待講演「近代日本と国際法」桐山孝信、中国福建省福州大学法学会、福州大学、2016 年 3 月 10 日。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

桐山 孝信 (KIRIYAMA TAKANOBU)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30214919

(2) 研究分担者

(なし)

研究者番号：

(3) 連携研究者

(なし)

研究者番号：

(4) 研究協力者

(なし)